

第 19 号

平成28年3月29日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 武田義明



平成28年3月4日、神戸市環境影響評価等に関する条例第8条の10第3項の規定に基づき、市長から意見を求められた「神戸サイトコ・ジェネレーションシステム設置計画」の実施計画書から評価書までの手続（以下「環境影響評価手続等」という。）を実施するべきかどうかの判定について、慎重に審議を重ねたので、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

神戸市環境影響評価等技術指針（平成25年4月改定）に示す、環境影響評価手続等を必要と判定する場合の基本的な考え方には該当しないため、環境影響評価手続等を行う必要はないと考えられる。

市長は、今後とも、本事業の環境影響評価事前配慮書についての審査会意見書を勘案の上、環境保全上支障を生じることがないよう十分に配慮するとともに、必要な措置を講じつつ事業を実施するよう、事業者を適正に指導されたい。

